

一 般 質 問 通 告 書

令和 02 年 05 月 19 日

阿見町議会議長 久保谷 充 様

阿見町議会議員 海野 隆 印

令和 2 年第 2 回阿見町議会定例会において、次の事項について質問したいので通知します。

質問事項	質問の要旨	答弁者
1、大形地区で発生した残土崩落、流出事案について	<p>先日、大形地区の残土集積場から大量の残土が崩落し、隣接地及び町道に流出した事案がありました。流出した残土は町道を数百メートルにわたり覆ってしまい、そのため通行止めとなり現在も通行止めの状態が続いています。</p> <p>この残土集積場は、2011年に「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」違反（無許可埋め立て）で、茨城県が牛久警察署に告発し、代表者が逮捕された経緯があります。その後、茨城県と阿見町は連携して残土の撤去を目指し指導を続けてきました。</p> <p>阿見町では茨城県警察 OB を環境保全監視員として採用し、残土の撤去と残土の再搬入を防止するため監視と指導を続けてきました。今回、残土が大量に流出し町道まで通行止めになるような事態になりましたが、予てより地元住民から残土の崩落と流出を心配する意見がありました。</p> <p>幸い、崩落・流出当時、町道には通行人がおらずケガ人等はありませんでしたが、タイミングによっては大変危険な状況だったと思われます。</p> <p>こうした事態を招いたのは、茨城県及び阿見町の断固とした指導が不足していたのではないかと指摘する関係者もいます。これから雨期に入ることを考えると、再度、残土が崩落、流出する恐れがあると地元住民は心配しています。そこで、この件に関し以下の質問をします</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、今回の崩落及び流出で生じた近隣への影響について 2、残土崩落の原因及び流出量について 3、再崩落及び流出防止壁を含む流出防止対策について 4、県条例違反事案の経緯と現在の状況について 5、残土搬出及び撤去見込みについて 6、これまでの監視及び指導について 7、茨城県による行政代執行について 8、雨期を目前とした時期の緊急対策について 	町長

<p>2、空き家対策の取り組みの現状と課題、今後の具体的なスケジュールについて</p>	<p>空き家対策については、2017年12月議会一般質問でも取り上げ、取り組みの現状についてお聞きしました。それから、2年半の時間が経過しましたが、目立った進展があったように思えません。</p> <p>町内を歩くと依然として空き家となっていると思われる家屋が目立ちます。空き家は、住宅団地、位置指定道路により建築されたミニ団地、市街化調整区域など地域を問わず存在しています。2013年3月に阿見町は「阿見町空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、それに基づき2015年に「空き家調査」を行いました。</p> <p>さらに、2015年の「空家対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されたことを受け、町は2017年5月に「阿見町空家等対策計画」を策定しました。しかし、今日に至るまで具体的な対策を実施するに至っていません。</p> <p>国土交通省では2017年11月、全国の自治体が運営する「空き家バンク」の情報を一元化し検索できる専用サイトを開設しました。すでに近隣自治体が、本格的に運用を開始しているのと比較して阿見町の立ち遅れが目立ちます。</p> <p>そこで、阿見町における空き家対策の取り組みの現状と課題、今後の具体的なスケジュールについて、以下、伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、空き家対策に取り組む意義と空き家の現状について 2、所有者の意向等、空き家対策の課題について 3、現在のように「特定空家対策」と「空家利活用」を異なる課が担当するのではなく同一課が統一して担当すべきではないのか 4、国土交通省の専用サイト（民間）登録についての課題 5、今後の具体的なスケジュールについて 	<p>町長</p>
<p>平成 年 月 日受領・受付番号</p>		

※ 質問の趣旨は、できる限り具体的に記入願います。

※ 電話・FAX等により申し込みはできません。